

(仮設用) * 自動始動・自動電源切替盤 *

発電機の点検・交換時の備えとして、

地震、大雪等の自然災害による停電の備えとして、

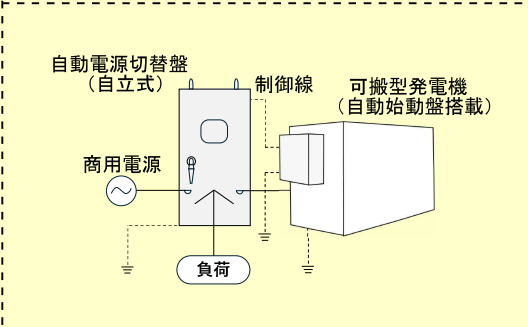
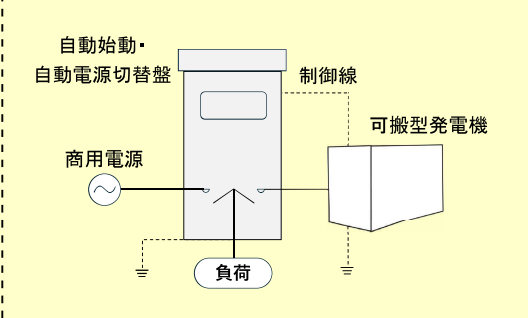
電気が止まってはいけない設備の為に、

「可搬型発電機+自動始動・自動電源切替盤」

2つのパターンで臨機応変に対応可能

簡単設置

自動始動・自動電源切替盤に「負荷、商用電源、発電機電源、制御線、アース」の接続を行うだけです。



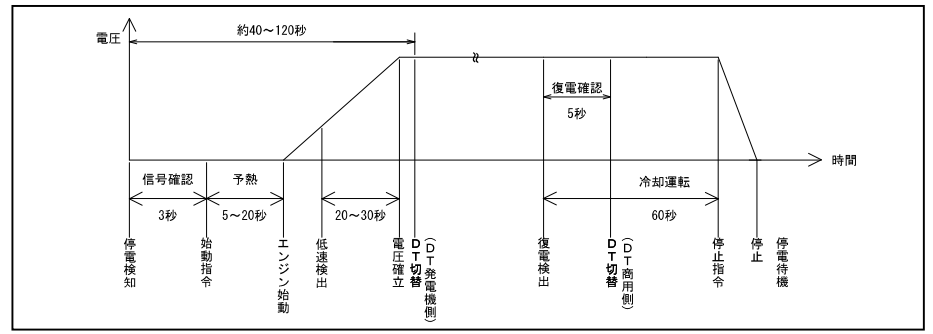
※発電機に自動始動盤のみを搭載し、出庫することも可能です。



◇自動運転

商用電源の停電を検知すると、予熱後発電機を始動します。
 発電機の電圧が確立後、負荷電源を商用電源から発電機電源へ切り替えます。
 商用電源が復電すると、負荷電源を発電機電源から商用電源へ切り替えます。
 その後発電機は冷却運転を行い停止します。
 自動始動・自動電源切替盤の切り替えが「手動/自動」の任意の方法に設定できます。

◆タイムチャート(例)



※機種により違いがございます。

◇異常表示

燃料不足・燃料フィルター目詰まりなどによる「始動渋滞」、エンジン油圧低下、冷却水温上昇、過電流・漏電などにより発電機が停止した事による「電源供給異常時」には自動始動盤上の表示灯が点灯し、発電機の異常を知らせます。また、自動始動盤内に外部出力用端子台を設けています。



◇充電器内蔵

待機中の発電機のバッテリーを充電する充電器を自動始動盤に内蔵しています。

◇供給(接続)できない設備

消防法における特定防火対象物の消防用設備、建築基準法における防災設備等には使用することができません。

消防法における 消防法設備例	●非常用コンセント	●消火栓設備(消火栓用ポンプなど)	●スプリンクラー設備
	●粉末消火設備などの消火設備(水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン)	●排煙設備	
建築基準法における 防災設備例	●排煙設備	●非常用 出入口照明	
	●非常用 エレベータ	●非常用 排煙設備	



北海道通商株式会社

TEL : (011)781-0161

FAX : (011)782-7770



<http://www.hokkaido-tusho.jp>